

資料 1

令和元年度公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

公開プロセスの評価結果を踏まえた概算要求への反映状況

反映状況	事業数	反映額 (百万円)
廃止	0 (1)	0 (▲296)
縮減	2 (3)	▲ 374 (▲1,522)
執行等改善	4 (5)	0 (0)
年度内に改善を検討	2 (0)	0 (0)
予定通り終了	0 (0)	0 (0)
現状通り	0 (0)	0 (0)
合計	8 (9)	▲ 374 (▲1,818)

※ () 書きは昨年度の数

○令和元年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

(単位：百万円)

事業番号	事業名	事業概要	令和元年度 当初予算額 A	令和2年度 要求額 B	差引き B-A=C	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況		
							評価結果	所見の概要	反映額	反映内容	
296	レセプト 電算処理 システムの 推進に 必要な 経費	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、レセプト情報・特定健診等情報を適切に収集するとともに、行政機関や医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供を行う。	686	852	167	<p>「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者による利活用を促進するためには、より充実したデータ提供を可能とすることが考えられる。関連する他のデータベースと将来的にリンクすることについて関連する部局と連携しつつ検討すべきである。 ・特別抽出の際の適切なセキュリティ水準の設定について、IT専門家も参画した場で再検討するべきである。 ・より多くの拠点でのデータ利用の可能性を検討するとともに、データの取得に係る審査期間の短縮、データベース利用に不慣れな利用者に技術的支援を行って利用しやすくするなど、相談支援体制の充実等を図り、積極的なデータ活用を促進すべきである。 ・第三者提供にとどまらず本データベースの有効活用が医療費適正化など幅広いアウトカムにつながることを踏まえ、厚生労働省以外の行政機関、医療関係者、保険者等での利用の拡大を図るべきである。 	事業内 一部改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、より効果的なデータの活用について検討すること。	-	執行等改善	令和2年度要求において、「提供申出者へのコンサルティング機能構築経費」を新規計上し、オンサイトリサーチセンターの利用者の利便性向上のための機能構築に係る、調査研究の実施を予定している。当該調査結果を踏まえ、審査手続きの迅速化を図るとともに、利用者の拡大に向けた、利便性向上のための方策を検討する。

(単位：百万円)

事業 番号	事業名	事業概要	令和元年度	令和2年度	差引き	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況		
			当初予算額	要求額			評価結果	所見の概要	反映額	反映内容	
			A	B	B-A=C						
331	健康的な生活習慣づくり重点化事業	<p>地域、職域、学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満・糖尿病予防に関する事業を総合的に実施するとともに、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（ソーシャルキャピタル）を醸成し、住民参画型の地域ボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく健康づくり対策を実施することにより、効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的に、以下の事業を実施する地方公共団体等を支援する。</p> <p>【たばこ対策促進事業】（補助先：都道府県、保健所設置市、特別区。補助率：1/2） たばこ対策を推進するため、未成年者の喫煙防止対策、若年女性の喫煙防止対策、禁煙支援に携わる者の養成・活動支援等を推進する。</p> <p>【受動喫煙対策促進事業】（補助先：都道府県、保健所設置市、特別区。補助率：1/2） 受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発等を通じ、望まない受動喫煙が生じない社会環境の整備の推進を図る。</p> <p>【糖尿病予防戦略事業】（補助先：都道府県、保健所設置市、特別区。補助率：1/2） 糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備する。</p> <p>【地域の健康増進活動支援事業】（補助先：民間団体、補助率：10/10） 健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組を支援する。</p>	891	981	90	<p>「事業全体の抜本的な改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標については、事業の結果としての受動喫煙や糖尿病予防等についての認識や行動の変容をもたらす効果の指標化を検討し、目標値を設定すべきである。 ・今後、受動喫煙対策を進める事業所の動きが本格化する中で、各事業所が円滑に取組を進めることができるよう、専門アドバイザーの派遣など、これを支援するための方策について、関連事業とも連携して検討すべきである。 	事業全体の抜本的な改善	公開プロセスでの議論を踏まえ、事業内容を見直すとともに、事業の効果を検証できるような指標を設定すること。	-	年度内に改善を検討	<p>成果目標については、当該事業の実施による行動変容への影響などの項目を含めた調査（例：アンケート調査）の結果を踏まえ、事業の効果を指標化し、目標値を設定する。</p> <p>また、専門アドバイザーの派遣に関する経費の概算要求を行った。</p>

(単位：百万円)

事業 番号	事業名	事業概要	令和元年度 当初予算額 A	令和2年度 要求額 B	差引き B-A=C	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況		
							評価結果	所見の概要	反映額	反映内容	
440	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化	劣悪な労働条件で働かせる、若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として以下の事業を実施。 ・夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置するとともに、ポータルサイトによる情報発信を行う。 ・大学や高校等でのセミナーを全国で開催することにより、労働関係法令の情報発信を行う。等	660	665	4	「事業内容の一部改善」 ・若者向けに実施する事業であることを考慮し、SNSなど若者が利用するツールを活用した事業実施など、改善を行うべきである。 ・大学・高校の学生・生徒への労働教育の実施に当たっては、視聴媒体やeラーニングの工夫や活用など、若者に効果的・効率的に実施できるよう、改善策を検討すべきである。 ・事業名と内容が乖離している。実態に合わせるべきである。	事業内容の一部改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、事業内容の見直しを行うこと。	-	執行等改善	事業内容を精査し縮減したうえで、個別事業として実施するのではなく、事業番号417「長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費」事業と整理・統合することで効率化を図ったが、統合先では事業内容の見直しを下記のとおり検討している。 ・SNSを利用し、ポータルサイト等と連携しつつ、法令等の周知や相談窓口の案内等を実施するための予算を要求している。 ・大学・高校の学生・生徒への労働教育の実施にあたって、視聴媒体を活用すべく、動画撮影のための予算を要求している。 ・「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の強化については、事業を「長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費」事業に組み入れ、事業名との乖離の修正を図っている。

(単位：百万円)

事業番号	事業名	事業概要	令和元年度	令和2年度	差引き	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況	
			当初予算額	要求額			評価結果	所見の概要	反映額	反映内容
			A	B	B-A=C					
505	労働時間等の設定改善等を通じた仕事と生活の調和対策の推進（テレワーク普及促進等対策）	適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の事業を実施。 ・テレワークに関する企業等からの相談に対応するための相談センターの設置・運営及び訪問コンサルティングの実施。 ・中小企業事業主に対するテレワーク導入経費等の助成（時間外労働等改善助成金（テレワークコース））。 ・サテライトオフィスの活用に関する実証を行うモデル事業【平成31年度限り】等	533	253	▲280	「事業全体の抜本的な改善」 ・助成金の支給要件とされている「成果目標」の適切な設定について、検証すべきである。 ・申請書類の記入支援、添付書類の簡素化を含め、助成金の申請手続を改善するとともに広報手続の改善を進めるべきである。 ・テレワークを進めるに当たっては、ICTのコンサルティング（総務省事業）などの連携を含め、総合的な窓口を検討すべきである。 ・テレワーク導入のメリットや助成金活用のメリットについて、中小企業や産業ごとに横連携を利用して働きかける工夫をすべきである。	事業全体の抜本的な改善 公開プロセスの評価結果を踏まえ、事業スキーム全体の抜本的な見直しを行うこと。	-	執行等改善	・成果目標における年次有給休暇の実績把握にあたり、取得日数の変化をみる期間を柔軟に設定できるようにするとともに、過去の支給実績を勘案し、助成金の予算要求額について適正な水準とする。 ・申請書類の作成を簡便にできる集計表の提供を「テレワーク総合ポータルサイト（仮）」において行うとともに、登記事項証明書を不要にし、添付書類の簡素化を行う。また、本助成金の支給申請にあたってのQ&A集を作成する。 ・総務省の事業と連携し、テレワーク相談センターにおける情報提供を引き続き充実させる。 ・助成金を活用してテレワークに取り組んだ中小企業の事例集を作成することとし、その際、可能な限り多様な業種の事例を掲載する等、企業の横連携を促す。また、地方都市においてテレワークの導入に係るセミナーを開催し、個別相談会を実施する。

(単位：百万円)

事業 番号	事業名	事業概要	令和元年度 当初予算額 A	令和2年度 要求額 B	差引き B-A=C	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況		
							評価結果	所見の概要	反映額	反映内容	
546	雇用管理 責任者講習等委託 事業費	<p>① 介護事業所における雇用管理責任者に対して、雇用管理全般（※）についての講習を実施することにより、雇用管理改善についての理解を促進し、事業所における雇用管理責任者の選任、介護労働者の雇用管理の改善を図る。 ※ 介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等</p> <p>② 雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心として、地理的に隣接した事業所または同種の介護サービスを提供する事業所が連携することにより、雇用管理ノウハウの相互活用など、魅力ある職場環境づくりのため、地域ぐるみで雇用管理改善を実践する。</p> <p>○雇用管理責任者講習受講者数 実績 28年度：12,468人 29年度：4,888人 30年度：5,472人</p>	637	601	▲35	<p>「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理責任者を配置することが職場環境の改善に有効であることを検証しつつ、「雇用管理責任者を選任している事業所の割合」の最終的な目標として、目標割合を更に引き上げるべきである。 ・事業の受託者の選定について、過去の受託者の取組の違いを分析した上で、仕様書を工夫するなど、より適切な選定が可能となるよう検討すべきである。 ・平日の講習を受講できない者や中小事業者の従業員が講習を受けることができるよう、eラーニングの活用など実施方法を工夫すべきである。また、講習内容の充実を検討すべきである。 ・雇用管理責任者の配置を事業所内外で開示し、事業所内の処遇改善や対外的な評価につながるインセンティブ付けが有効である。 ・全国の事業所に広く働きかけるのではなく、小規模や新設の事業所等、管理者の必要な所に重点化して事業を実施すべきである。 	事業内容の一部改善	<ul style="list-style-type: none"> ・執行率を踏まえ、予算額を縮減すること。 ・一者応札となっている要因を分析し、改善を図ること。 ・活動実績が低調に推移している要因を分析し、事業の適正な執行を図ること。 	▲35	縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・公開プロセスの検証結果による事業の見直しを行い、予算額を縮減した。 ・一者応札となったことを踏まえ、公示期間の十分な確保等、適切な対策を図る。 ・公開プロセスの検証結果による事業の見直しにより、活動実績の向上を図る。 ・雇用管理責任者講習においてeラーニングを実施するための予算を確保。 ・事業所内の開示については労働局から指導するとともに、事業所外への開示、事業所内の処遇改善及び対外的な評価については、関係部局等と連携し対応を検討する。 ・雇用管理改善推進事業について、各都道府県を介護事業所数と離職率に応じて区分し、より支援の重要性の高い都道府県労働局に多くの予算が配分されるようにする。

(単位：百万円)

事業 番号	事業名	事業概要	令和元年度	令和2年度	差引き B-A=C	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況		
			当初予算額 A	要求額 B			評価結果	所見の概要	反映額	反映内容	
634	中小企業 等担い手 育成支援 事業	<p>中小企業等において、実務経験の乏しい若者等を対象に、専門的な知識及び技能を有する支援団体と事業主とが共同して3年以下の訓練実施計画を作成し、Off-JTとOJTを組み合わせた雇用型訓練を行う環境を整備するため、支援団体に対し、中小企業等や訓練生に対する支援業務を委託する。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練計画策定に係る雇用先事業所への専門的な助言 ・訓練計画進捗管理及び訓練生の習熟度の確認（事業所訪問、習熟度把握のための試験の実施） ・個々の訓練生の習熟度の度合いに応じた補講の実施 ・技能検定等公的資格取得に向けたOff-JT訓練の実施 ・訓練実施に係る雇用先事業所及び訓練生の相談業務 ・事業周知業務 等 <p>【実施主体】 民間団体</p> <p>【実績】 訓練開始者数 16人（平成31年3月末時点） ※本年度訓練開始計画数154人</p>	200	180	▲20	<p>「事業全体の抜本的な改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業以外にも、職員の能力向上や企業向けの助成などの支援が行われている一方で、本事業により技能を修得する者の数は非常に限られている。より効率的・効果的な事業設計を検討すべきである。 ・成果目標について、主観的な定着意識ではなく、技能向上に伴う給与改善を目標とすることを検討すべきである。 ・指導者が減少している中で、指導者の育成や指導者データベースの構築等も検討すべきである。 ・人手不足の深刻な業界における人材育成については、他省庁が行う関連事業との関係を整理した上で、本事業の担うべき役割を設定し、それに即した事業のあり方を検討すべきである。 ・中期的には、新技術の担い手となる人材を育成すべきである。 	事業全体の抜本的な改善	今年度の公開プロセスにおける評価結果を踏まえ、事業全体の抜本的な見直しを行うこと。	-	執行等改善	<p>行政事業レビューの評価結果を踏まえ、事業の目的と効果について見直したところ、令和2年度は新たな受託者の募集を行わないこととする。なお、平成30年度契約分の3年度目及び令和元年度契約分の2年度目の経過措置分を要求することとする。</p> <p>また、実施中の事業においては、訓練受講者の定着効果に関する客観的な成果指標の設定を検討する。</p> <p>なお、本事業における業界団体等を主体に職業訓練と処遇改善を図る仕組みにおいて蓄積された知見は今後の新規事業に反映していく。</p>

(単位：百万円)

事業 番号	事業名	事業概要	令和元年度 当初予算額 A	令和2年度 要求額 B	差引き B-A=C	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況		
							評価結果	所見の概要	反映額	反映内容	
644	保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業）	<p>保育所等において、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な改修や設備の整備等を行うことにより、病児の受入れをハードの面から側面的に支援するため、必要な経費の一部を市区町村又は市区町村が認めた者に補助する。</p> <p>【実施主体】 市町村</p> <p>【創設年度】 平成27年度</p> <p>【補助率】 1/2、1/3</p>	660	320	▲339	<p>「事業全体の抜本的な改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業（体調不良児対応型）の利用者の需要や、事業実施に差が大きい要因を分析した上で、適切なアウトカム目標の設定、改善方を再検討すべきである。 ・病児保育事業（体調不良児対応型）による施設整備が進まない理由として、例えば、看護師の配置基準などに要因があると推察される。その基準の柔軟化など、必要な見直しの検討を行うべきである。 ・病児保育事業（体調不良児対応型）について、保育施設新設時と改修時の両者の実態を把握し、効果を評価することが望ましい。 	事業全体の抜本的な改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、必要な見直しを図ること。	▲339	縮減	<p>行政事業レビュー公開プロセスにおける議論を踏まえ、</p> <p>① 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施している保育所等に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業（体調不良児対応型）の開始に当たって改修等を行ったか ・改修等を行った場合は、保育環境改善等事業を活用したか ・保育環境改善等事業を活用しなかったのであれば、その理由は何か <p>等について自治体にアンケート調査を行い、保育環境改善等事業が活用されていない原因を探り、改善策を検討するとともに、</p> <p>② 過去の執行状況等を踏まえ、適正な予算規模に見直し、</p> <p>③ さらに、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施促進を図るため、病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進・推進事業の制限「1施設につき1回限り」を見直す（規定の削除）こととする。</p>

(単位：百万円)

事業 番号	事業名	事業概要	令和元年度	令和2年度	差引き	評価結果・とりまとめコメント	行政事業レビュー推進チームの所見		反映状況		
			当初予算額	要求額			評価結果	所見の概要	反映額	反映内容	
			A	B	B-A=C						
810	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業	<p>社会福祉法人が法人の持ち出しにより低所得者に対し介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行った場合等に、当該費用の一部について補助を行う。</p> <p>①実施方法等 【実施方法】補助(介護保険事業費補助金) 【実施主体】市町村(保険者) 【負担割合】 国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4</p> <p>②公費助成の仕組み ○事業者が本来受領すべき利用者負担の総額(1割負担、食費、居住費)の1%までは、法人が全額負担 ○1%を超える部分について、1/2を公費により助成 ※特別養護老人ホームの場合、10%を超える部分はすべて公費により助成</p>	656	656	-	<p>「事業全体の抜本的な改善」</p> <p>・軽減措置の実施が可能な社会福祉法人が増加するよう、引き続き、市町村、社会福祉法人への働きかけ・周知を徹底すべきである。</p> <p>・本制度に関する周知不足などを理由に、介護サービスを利用していない事例も想定される。その実態の把握に努め、全ての低所得者に施策の情報が行き渡り、利用を可能とするよう対応すべきである。</p> <p>・個人情報保護法等を踏まえた申請手続きの改善の検討や、マイナンバーの活用など、低所得者が利用しやすくなるような方策を検討すべきである。</p>	事業全体の抜本的な改善	公開プロセスの評価結果を踏まえ、市町村、社会福祉法人への働きかけ・周知等抜本的な見直しを行うこと。	-	年度内に改善を検討	<p>・未実施の市町村に対し、あらためて未実施の理由を確認し、その結果を踏まえ、申請の手續の改善を含めて必要な対応を検討するとともに、全国課長会議等あらゆる機会を通じて未実施の市町村に事業実施への一層の働きかけを行う。</p> <p>・今後、関係団体とも連携し、社会福祉法人の社会的な役割を踏まえた本事業の意義をあらためて説明し、実施法人の一覧を示して事業実施の理解を求める。</p> <p>・マイナンバーを活用した利用促進については、関係省庁と緊密に連携し検討する。</p>